

## 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項並びに住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、下記のとおり公表する。

令和6年1月1日～令和6年12月31日分

請求者・申出者の 名称、氏名	請求事由・利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
区長 松岡 芳彦	区長活動	令和6年9月3日	担当地区(川口南)
株式会社日本リサーチ センター 代表取締役 社長 杉原 領治 (委託者 内閣府孤独・ 孤立対策推進室)	「孤独・孤立の実態把握のた めの全国調査」の対象者抽 出	令和6年9月3日	八川、筏木、岩原、大平、大滝、高 原、川井、中内、西峯地区 16歳以上の男女(平成20年12月1 日生まれまで)の住民 40件